

公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時支援金（タクシー）の概要

1 申請・問い合わせ先

一般社団法人兵庫県タクシー協会
〒651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2番10号
ワンノットトレーズ神戸ビル9階
ホームページ：<https://www.hyogotaxi.or.jp/>
TEL：078-862-9292

2 対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者で、県内に営業所を有し、令和7年9月30日時点において事業を営んでおり、かつ令和8年3月末まで事業を継続する意思があるもの。（令和7年10月以降に事業を継承し、かつ令和8年3月末まで事業を継続する意思があるものを含む。）

ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く。

3 一時支援金の額

支援金の額は、以下の算定式による。

【算定式】車両数（※）×26,000円

※車両数

令和7年9月30日時点において県内の営業所に配置されている車両数を上限とする。ただし、以下の車両は除く。

- ・福祉輸送など用途を限定して使用する車両
- ・未車検等休車扱いとしている車両

なお、申請後、令和8年3月31日までに休車・処分・廃業等により稼働する車両数が減少し、支援金の算定に使用した車両数を下回る場合には、当該下回った車両数分を返還すること。